

令和7年第1回定例会会議録

令和7年1月31日

柏羽藤環境事業組合

令和7年柏羽藤環境事業組合議会

第1回定例会議事日程

令和7年1月31日
午後1時30分開議

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 専決処分報告について
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第1号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第3号 | 令和7年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算 |
| 日程第7 | 議員提出議案第1号 | 柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 一般質問について | |

13時30分～14時40分

出席議員

1番 横山 太喜 君	2番 河井 計実 君	3番 竹本 真琴 君
4番 外園 康裕 君	5番 榑田 和之 君	6番 江村 淳 君
7番 木下 誇 君	8番 伊藤 政一 君	9番 黒川 実 君
10番 花川 雅昭 君	11番 新屋 広子 君	12番 乾 一 君
13番 岡本 光 君	14番 樽井 佳代子 君	15番 鶴田 将良 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 山入端 創 副管理者 富宅 正浩 副管理者 岡田 一樹
会計管理者 寺元 正治 事務局長 門谷 陽介 事務局次長 岸 靖久
総務課長 金子 健次 クリーンセンター所長 塩田 博康
芝山衛生センター所長 井上 裕彰

事務局出席者

松田 康明

会議録署名議員

5番 榑田 和之 君 6番 江村 淳 君

議長（新屋広子君）

ただ今から令和7年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。本日、議会終了後に有功者表彰をとり行いますので、よろしく願いいたします。

定例会の開会に当たり管理者よりご挨拶をお受けすることにいたします。
山入端管理者。

管理者（山入端創君）

皆さんこんにちは。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は令和7年柏羽藤環境事業組合第1回定例会を招集いたしましたところ、新屋議長はじめ組合議員の皆様、並びに理事者各位におかれましては、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。定例会の貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本年4月13日からはいよいよ大阪関西万博が開催をされます。この万博に向けて経済の活性化も期待されていくところであります。経済の活性化は廃棄物の増加に繋がることも考えられますが、引き続き市民の方々に快適で衛生的な社会を提供できるように組合一丸となりましてごみ処理事業及びし尿処理事業に取り組んで参りたいと思います。

さて、本定例会に提案いたしました案件は、専決処分報告や条例の一部改正、令和6年度一般会計補正予算、及び令和7年度一般会計予算、そして一般質問となっております。

どうぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。みなさま本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議長（新屋広子君）

では、日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において5番榊田和之議員及び6番江村淳議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(新屋広子君)

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日一日間と決定いたしました。

これより、議案の審議に入るわけではありますが、その前にお願いと確認をさせていただきます。

議案にかかわる質疑の回数は、会議規則第53条の規定により2回となっておりますので、質問、再質問、以降は意見要望としていただき発言は3回までで終わられるよう、よろしくお願いいたします。

日程第3、報告第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸事務局次長。

事務局次長(岸靖久君)

それでは、ただ今上程いただきました報告第1号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い申し上げます。

報告第1号、専決処分報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。令和7年1月31日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。令和6年12月27日専決。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

処分事項は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

次のページをお願いいたします。改正理由といたしまして、令和6年人事院

勧告により、国家公務員の給与等を定めた一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案が国会で可決、成立したことを踏まえ、情勢適用の原則に則り、国に準じた改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、常勤職員の給料表が民間企業における動向を踏まえ引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の給料表につきまして常勤職員の給料表を基準としておりますことから同様に引き上げ、またいわゆるボーナスについても民間の支給状況に見合うよう常勤職員について期末勤勉手当の引き上げがなされたことから、会計年度任用職員についても同様に期末勤勉手当の年間支給割合を0.1ヶ月引き上げ、4.6ヶ月分とするものでございます。

第1条は、第6条第3項において、フルタイム会計年度任用職員の令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5に改め、第6条の2第3項において、令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の102.5から100分の107.5に改め、別表において、会計年度任用職員給料表の改正を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。第2条は、第6条第3項において、フルタイム会計年度任用職員の令和7年6月期以降の期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の125に改め、第6条の2第3項において、令和7年6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の107.5から100分の105に改めるものでございます。

附則におきまして、第1条の規定は公布の日から施行し、当該公布の日に現に在職している職員に限り、給料表の改定は令和6年4月1日から、令和6年12月期の期末勤勉手当の改定は、令和6年11月30日から適用するものとし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものとしております。

なお、7ページから10ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願い申し上げます。なお、当組合の常勤職員の給与につきましては、一般職の職員の給与に関する条例において柏原市の一般職の職員の給与に関する条例を準用すると定めておりますことから、柏原市議会令和6年第4回定例会において改正されました柏原市の一般職の職員の給与に関する条例を踏まえた内容となっております。本来ならば、議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然でございますが、常勤職員と同様に令和7年1月支給分から改定後の給料表に基づき給与を支給するため早急に改正する必要があり、日程上議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以

上でございます。

議長（新屋広子君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件についてはこれを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（新屋広子君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分報告については、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸事務局次長：

事務局次長（岸靖久君）

それでは、ただ今上程いただきました議案第1号についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお願い申し上げます。

議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。令和7年1月31日提出。柏羽藤環境事業

組合管理者、山入端創。

次のページをお願いいたします。今回の改正は、現在暦年で付与しております年次有給休暇を、人事給与関係において準じております柏原市の改正に合わせ、年度で付与するよう改正するものでございます。改正の内容につきましては、第12条第1項及び第2項において「一の年」「当該年」等、暦年で規定されております部分を「一の年度」「当該年度」等に改め、併せて語句の改正を行うものでございます。

また、附則第1項におきまして、施行期日は令和7年4月1日から施行するものと定めております。附則第2項及び第3項におきまして、施行期日前から引き続き在職する職員の令和7年度の年次有給休暇の日数を、令和7年1月1日までに付与した年次有給休暇の残日数に基準日変更に伴う3ヶ月分として5日を加えた日数とし、令和6年から令和7年に繰り越した分の残日数は令和8年3月31日まで取得可能とする経過措置を設け、職員にとって不利益とならないようにいたしました。なお、13ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（新屋広子君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（新屋広子君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第2号、令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

金子総務課長。

総務課長（金子健次君）

それでは、ただいま上程いただきました議案第2号についてご説明申し上げます。補正予算書の3ページをお願い申し上げます。

令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,703万6千円とするものでございます。第2条では継続費の補正、第3条では地方債の補正を定めてございます。令和7年1月31日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

それでは、令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

補正内容につきましては4ページ、5ページに第1表歳入歳出予算補正に記載しております。恐れ入ります6ページ、7ページをお願い申し上げます。

第2表継続費の補正でございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は3号パネル水管更新工事で継続費の総額から1,310万円を減額し、5億2,690万円とさせていただいております。それに伴いまして年割額につきましても表記載のとおり減額させていただいております。

続きまして、第3表地方債の補正でございます。これは事業費の確定によりクリーンピア21解体撤去工事事業外5件の起債につきまして、限度額を表記載のとおりそれぞれ減額させていただいております。

恐れ入ります12ページ、13ページをお願い申し上げます。歳入の補正でございます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、補正額といたしまして1億3,664万円を減額させていただいております。

なお、関係三市の内訳につきましては、説明欄に記載させていただいております。款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ焼却手数料、補正額とい

たしまして6, 108万9千円を追加させていただいております。これは南河内環境事業組合支援協力受入分の搬入量が予定より増えたことによるものでございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額といたしまして1億1,933万3千円を増額させていただいております。これは令和5年度からの繰越金でございます。款7組合債、項1組合債、目1総務債、補正額といたしまして3,490万円を減額させていただいております。これは先程第3表地方債のところで申し上げました節1クリーンピア21解体撤去工事事業で3,490万円を減額させていただいております。目2清掃債、補正額といたしまして540万円を減額させていただいております。節2ブロワ設備移設等更新工事事業で170万円、節3B号機ドラムスクリーン素子更新工事事業で50万円、節53号パネル水管更新工事事業で250万円、節6交流無停電電源装置蓄電池更新工事事業で40万円、節7集水ピット止水ゲート更新工事事業で30万円をそれぞれ減額させていただいております。これは各工事の事業費確定に伴い組合債も減額しているものでございます。

続きまして16ページ、17ページをお願い申し上げます。歳出の補正でございます。

後程科目ごとに出てまいります。先にご説明させていただきます。今回の補正予算のうち人件費全体についてご説明させていただきます。今回の補正予算のうち人件費全体といたしまして893万1千円の増額となっております。内容につきましては人事院勧告に伴う給与改定、期末勤勉手当の年間支給割合の引き上げによる増額を行うものでございます。なお、個々の人件費の内訳であります報酬、給料、職員手当等、共済費につきましては金額のみの読み上げとさせていただきます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額は254万1千円の増額でございます。節2給料で114万7千円、節3職員手当等で91万円、節4共済費で77万7千円をそれぞれ追加させていただいております。節12委託料で29万3千円を更正させていただいております。内訳といたしましては、定期健康診断業務委託料外2件の契約差益でございます。目3旧余熱利用施設管理費、補正額は3,880万円を減額させていただいております。節12委託料でクリーンピア21解体撤去工事監理業務委託料280万円を更正し、節14工事請負費でクリーンピア21解体撤去工事3,600万円を更正させていただいております。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費で補正額は1,721万8千円の増額でございます。節1報酬で139万6千円、節2給料で46万5千円、節3職員手当等で2,115万7千円、節4共済費で15万7千円をそれぞれ追加させていただいております。節8旅費で5万円を減額させていただいております。これは、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償を更正させていただいております。節10需用費で300万円を更正させていただいております。

おります。これは光熱水費で当初国からの電気代補助金が無くなる予定でしたが延長となりましたことから更正をさせていただいております。節14工事請負費で290万7千円を更正させていただいております。内訳といたしましてはブロワ設備移設等更新工事で222万円の契約差益とB号機ドラムスクリーン素子更新工事で68万7千円の入札差益によるものでございます。

続きまして、目2ごみ処理費で補正額は3,798万8千円の減額でございます。節1報酬で219万6千円を更正、節2給料で558万円を追加、節3職員手当等で2,264万2千円を更正、節4共済費で218万円を追加させていただいております。節8旅費で8万円を減額させていただいております。これは会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償を更正させていただいております。節10需用費で900万円を減額させていただいております。これは、光熱水費でし尿処理費と同じく当初、国からの電気代補助金が無くなる予定でしたが延長となりましたことから更正をさせていただいております。節12委託料で823万円を更正させていただいております。これは資源化残渣業務委託料外19件の契約差益でございます。節14工事請負費で360万円を更正させていただいております。これは交流無停電電源装置蓄電池更新工事50万円、3号パネル水管更新工事270万円、集水ピット止水ゲート更新工事40万円の契約差益でございます。

続きまして款4公債費、項1公債費、目2利子、補正額は57万8千円を減額させていただいております。節22償還金、利子及び割引料で同額を更正させていただいております。これは令和5年度借入分で、ごみ処理施設分4件、し尿処理施設分1件、旧余熱利用施設分1件で借入額並びに利率の確定により、減額するものでございます。

次に、款5諸支出金、項1基金費、目1処理施設整備基金費、補正額は6,108万9千円を追加させていただいております。これは歳入の使用料及び手数料のところの説明させていただきました、南河内環境事業組合支援協力受入分の増額分をそのまま処理施設整備基金へ積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。なお、21ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照の上、ご審議ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（新屋広子君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

江村淳議員。

江村淳君

今の補正予算について質疑させていただきます。私は補正予算書の16ページから19ページ、款3衛生費、項1清掃費のところですね、し尿処理費とごみ処理費について質疑をいたします。今回の補正予算では物価高騰ですとか資材機材の高騰、人件費の高騰等が大きく影響を受けているのではないかと予測していましたのでマイナスになっていると、更正されているということが意外な感じを受けました。

そこでお聞きしたいと思います。一部繰り返しになるかも知れませんが、し尿処理費とごみ処理費の需用費や工事請負費が減額となっている要因はどのようなものでしょうか。

議長（新屋広子君）

門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

減額要因といたしましては、需用費の光熱水費、電気代で当初国からの電気代補助金が無くなる予定でしたが、延長となりましたことから減額させていただいたものでございます。工事請負費に関しましてはし尿処理費で2件、ごみ処理費で3件の契約差金により減額させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（新屋広子君）

江村淳議員。

江村淳君

光熱水費については無くなると思っていたのが国の補助金が継続したということだと思わぬ収入があったということだという風に思います。工事請負費については契約の差額で減額したという風に理解をいたしました。

やはり今物価や人件費の高騰というのが本当に予測がつかないということだと思います。必要な工事をされるということですので、入った補助金有効に利用していただいて、財政運営や工事の促進ということをお願いしておきたいと思います。私の質疑は以上です。

議長（新屋広子君）

ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（新屋広子君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第3号、令和7年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸事務局次長。

事務局次長（岸靖久君）

それでは、ただ今上程いただきました議案第3号についてご説明申し上げます。令和7年度柏羽藤環境事業組合予算書及び説明書の3ページをお願い申し上げます。

令和7年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,594万7千円と定めるものでございます。第2条におきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきましては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。第4条におきましては、一時借入金の借入額の最高額を5億円と定めるものでございます。令和7年1月31日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

それでは内容につきまして順次ご説明申し上げます。6ページ、7ページをお願い申し上げます。第2表債務負担行為でございます。事項といたしましては、計量証明業務委託料で期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は753万3千円。焼却残渣運搬業務委託料で期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は2,310万円。漏水検知システム更新業務委託料で期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は3,362万円ということを定めさせていただきます。

8ページ、9ページをお願い申し上げます。第3表地方債でございます。令和7年度は9件の地方債発行を予定しておりいずれも利率7%以内、償還期限15年以内、据置期間3年以内と定めております。限度額はそれぞれ、クリーンピア21解体撤去工事事業3億5,530万円。取水ポンプ制御盤更新工事事業1,120万円。受電設備高圧ケーブル外更新工事事業640万円。3号パネル水管更新工事事業2億3,360万円。ごみクレーン横行走行減速機更新工事事業4,280万円。計装用分電盤更新工事事業1,830万円。直流器盤蓄電池更新工事事業1,170万円。2号灰クレーン制御盤内機器板更新工事事業1,000万円。フェニックス整備事業債410万円と定めてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。

18ページ、19ページをお願い申し上げます。まず歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、本年度予算額は24億3,227万6千円。前年度と比較いたしまして3,318万8千円の増率にいたしまして1.4%のプラスとなっております。関係三市の経費別種別の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、本年度予算額は3千円。前年度と同額となっております。これはNTT電柱の土地使用料でございます。項2手数料、目1ごみ焼却手数料、本年度予算額は1億7,503万5千円。前年度と

比較いたしますと3,608万円の減、率にいたしまして17.1%のマイナスとなっております。これはごみ焼却手数料でございまして直接搬入ごみの焼却手数料、事業系一般廃棄物の焼却手数料、スプリングマット処分手数料の収入を見込んだものでございます。主な減額の要因といたしましては、南河内環境事業組合支援協力受入分で前年度3,408万円に対しまして本年度は受入れがございませんことから減額となっております。款3財産収入、項1財産運用収入、目1処理施設整備基金運用収入、本年度予算額は16万2千円。前年度と比較いたしまして15万8千円の増、率にいたしまして3,950%のプラスとなっております。

20ページ、21ページをお願い申し上げます。目2雁多尾畑地区環境整備基金運用収入、本年度予算額は1万3千円。前年度と比較いたしまして1万2千円の増、率にいたしまして1,200%のプラスとなっております。これらは各基金の利子収入を見込んだものでございます。款4繰入金、項1基金繰入金、目1雁多尾畑地区環境整備基金繰入金、本年度予算額は1,246万2千円。前年度と比較いたしまして526万7千円の増、率にいたしまして73.2%のプラスとなっております。これは柏原市雁多尾畑地区の安全対策道路拡幅整備工事費用等について交付金が申請されるためでございます。退職手当基金繰入金は廃目。これは職員の退職手当に充当させていただいておりますが、定年延長により本年度は退職者がいませんので廃目となるものでございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、本年度予算額は1千円。これは令和6年度からの繰越金を受けるための科目設定でございます。款6諸収入、項1雑入、目1雑入、本年度予算額は6,259万5千円。前年度と比較いたしまして329万5千円の増、率にいたしまして5.6%のプラスとなっております。これはアルミ、スチール、ペットボトル、ガラスびんの売却収入でございます。

22ページ、23ページをお願い申し上げます。款7組合債、項1組合債、目1総務債、本年度予算額は3億5,530万円。前年度と比較いたしまして1億6,850万円の増、目2清掃債、本年度予算額は3億3,810万円。前年度と比較いたしまして8,330万円の減。

24ページ、25ページをお願いいたします。組合債合計では、本年度予算額は6億9,340万円。前年度と比較いたしまして8,520万円の増、率にいたしまして14.0%のプラスとなっております。先程第3表地方債の説明で申し上げましたように、令和7年度に9件の地方債の発行を予定しております。前年度より起債対象事業の事業費総額が増えたためでございます。

恐れ入ります28ページ、29ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出の説明につきましては経常的なものを除きまして特に前年度と異なる

ものについてご説明申し上げますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。款1議会費、項1議会費、目1議会費、本年度予算額は249万8千円。前年度と比較いたしまして2千円の減、率にいたしまして0.1%のマイナスとなっております。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額は1億3,355万2千円。前年度と比較いたしまして2,298万5千円の減、率にいたしまして14.7%のマイナスとなっております。ここの経費は特別職・審査会委員及び総務関係の職員の人件費並びに事務的経費でございます。主な減額の要因といたしましては、総務関係の人件費で前年度退職者1名に対しまして今年度は退職者がいないため退職手当を計上しておりませんので減額となっております。

30ページ、31ページをお願いいたします。目2公平委員会費、本年度予算額は2万4千円。前年度と同額でございます。公平委員会委員3名の方の報酬でございます。目3旧余熱利用施設管理費、本年度予算額は3億9,495万円。前年度と比較いたしまして1億8,662万2千円の増、率にいたしまして89.6%のプラスとなっております。ここの経費につきましては、令和6年度から令和7年度の2ヶ年事業計画でのクリーンピア21解体撤去工事等にかかる経費でございます。主な増額の要因といたしましては、節12委託料、クリーンピア21解体撤去工事監理業務委託料で1,735万円。前年度と比較いたしまして715万円の増、節14工事請負費、クリーンピア21解体撤去工事で3億7,750万円。前年度と比較いたしまして1億8千万円の増となっております。

32ページ、33ページをお願いいたします。款2総務費、項2監査委員費、目1監査委員費、本年度予算額は14万4千円。前年度と同額でございます。監査委員2名の方の報酬でございます。款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費、本年度予算額は2億9,727万3千円。前年度と比較いたしまして4,980万7千円の減、率にいたしまして14.4%のマイナスとなっております。ここの経費につきましては、し尿処理施設に従事しています職員の人件費及び施設の維持管理経費でございます。主な減額の要因は、節14工事請負費4,809万円の減。前年度と比較いたしまして工事件数が3件から2件となったことにより減額となっております。なお、工事請負費で計上させていただいております、更新工事につきましては、別冊の令和7年度一般会計予算概要の4ページ、5ページから8ページまでの間に説明を載せさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

34ページ、35ページをお願いいたします。目2ごみ処理費でございます。本年度予算額は22億6,098万2千円。前年度と比較いたしまして4,108万3千円の減、率にいたしまして1.8%のマイナスとなっております。

ここの経費につきましては、ごみ処理施設、最終処分場及び不燃物処理資源化施設に従事いたします職員の人件費並びに施設の維持管理経費でございます。

それでは、主な減額、増額の要因について御説明をさせていただきます。節3職員手当等1億5,894万円。前年度と比較いたしまして4,891万7千円の減。これは前年度退職者3名に対しまして今年度は退職者がいないため退職手当を計上しておりませんので減額となっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。節12委託料1億8,089万9千円。前年度と比較いたしまして1,209万9千円の増でございます。主な増額の要因といたしましては、焼却灰最終処分業務委託料でフェニックスへの搬入量を2,500tから3,000tに増やしたため669万9千円の増、長寿命化計画策定業務委託料で510万5千円の増により増額となっております。節14工事請負費3億7,035万5千円。前年度と比較いたしまして4,464万5千円の減、主な減額の要因といたしましては、前年度4件の工事に対しまして、本年度は5件の工事です。工事件数は1件増となっておりますが、工事内容により減額となっております。なお、工事請負費で計上させていただいております更新工事につきましては、別冊の令和7年度一般会計予算概要の4ページ、10ページから14ページまでの間に説明を載せさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。節15原材料費4,717万9千円。前年度と比較いたしまして1,044万3千円の減でございます。主な減額の要因といたしましては、炉関係で前年度集塵機用ろ布を購入させていただきましたが本年度は購入がないための減。また、増額の要因もございまして、粗大関係で回転破碎機用部品のハンマーが2年毎の交換で交換部品が必要なための増、剪断破碎機用部品の剪断刃が前年度2回交換から3回交換となるため1セット多く部品購入が必要なための増、その他、各増減の差し引きにより減額となっております。節18負担金、補助及び交付金2億1,039万1千円。前年度と比較いたしまして4,297万8千円の増でございます。主な増額の要因といたしましては、雁多尾畑地区環境整備基金交付金1,246万2千円。前年度と比較いたしまして526万7千円の増でございます。これは先程歳入の繰入金のところの説明をさせていただきました柏原市の雁多尾畑地区から交付金の申請がされるため増額となっております。

38ページ、39ページをお願いいたします。次に、林道信貴大平寺線整備事業負担金1億9,010万円。前年度と比較いたしまして3,832万8千円の増でございます。これは本組合は第3期最終処分場建設に伴いまして、柏原市雁多尾畑地区と平成14年2月18日付けで取り交わしました覚書を履行するため引き続き林道区間の道路拡幅にかかる経費となっております。なお、全体事業といたしましては、令和8年度までの事業となっております。款4

公債費、項1公債費、目1元金、本年度予算額は2億3,368万円。前年度と比較いたしまして838万7千円の増、目2利子、本年度予算額は1,272万9千円。前年度と比較いたしまして681万8千円の増となり、公債費合計では1,520万5千円の増。率にいたしまして6.6%のプラスとなっております。これは、4件の償還が終了いたしました。令和4年度に借入した5件の元金償還が開始されたことにより増額となるものでございます。款5諸支出金、項1基金費、目1処理施設整備基金費、本年度予算額は2,010万2千円。前年度と比較いたしまして3,692万2千円の減。目2退職手当基金費、本年度予算額は1,000万円。前年度と同額でございます。いずれも前年度と同様ごみ焼却手数料の自己搬入ごみ分をそれぞれ基金へ積み立てをさせていただくものでございますが、本年度は南河内環境事業組合支援協力受入分が前年度3,408万円に対しまして本年度は受入れを予定しておりませんので減額となるものでございます。目3雁多尾畑地区環境整備基金費、本年度予算額は1万3千円。前年度と比較いたしまして1万2千円の増、これは基金の利子収入の積立でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。款6予備費、項1予備費、目1予備費、本年度予算額は1,000万円。前年度と同額でございます。なお、42ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和7年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（新屋広子君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

江村淳議員。

江村淳君

一般会計予算について質疑させていただきます。私は款6諸収入、項1雑入、これ予算書及び説明書の20ページのところです。ここについて質疑を行います。昨年11月の令和5年、2023年度の決算審議をおこなったなかでごみ

の搬入量ですとか資源有価物売却など過去5年間の推移について資料がありました。その中でコロナの影響を大きく受けた5ヶ年でしたが、ごみの減少の傾向ですとか資源化については増加傾向となっているということもその中で明らかとなってきました。収入の増となりますしこれは財政面でも効果があるということですし、循環型の社会という点でも非常に重要であるとその時は感じておりました。そこでお聞きをいたします。歳入のうち雑入で令和6年度と比べて令和7年度は329万5千円の増額となっていますがこの要因についてお尋ねします。

議長（新屋広子君）

門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

これは、アルミ、スチール、ペットボトル、ガラスびんの売却収入を見込んでおります。前年度と比較いたしまして、増額の代表的なもので言いますとペットボトル売却代金で243万5千円の増となっております。単価で申し上げますと令和6年度は、5万8千円、令和7年度は、ペットボトルのリサイクル需要の拡大が予測されることから、7万1千円を見込んでおりますので増額となっております。以上でございます。

議長（新屋広子君）

江村淳議員。

江村淳君

最後要望になりますが、今売却収入のうちやはり増加傾向にあるというなかでもペットボトルの売却代金が大半を占めているという風に理解しました。またペットボトルの需要がますます拡大しているの見込まれているということも理解しました。有価物を再資源化するということで収入や財政の面で効果が大き

きいだけではなく、循環型の社会にしていくうえでも効果が大きいという風に感じました。引き続きですね一般質問でも同様の質問を取り上げておりますので引き続き聞きたいと思います。私からは以上です。

議長（新屋広子君）

ほかに質疑はございませんか。

木下誇議員。

木下誇君

すみません、引き続いて一般会計の質問をさせていただきます。予算書及び説明書の50ページ、51ページでお聞かせいただきたいと思います。そこにはですね、会計年度任用職員以外の職員の前年度と今年度の職員数が記載をされていまして本年度で言いますと1名減ということになっているかと思えます。令和7年度はですね退職者がいないということでしたがこの1名減の要因とですね職員体制ですねそれが前年度と比べて令和7年度はどういう状況になるのかについて改めて説明いただけますでしょうか。

議長（新屋広子君）

門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

今の予算書の50ページの会計年度任用職員以外の職員数で申し上げますと定年延長者、再任用職員を含み64名から63名の1名の減になっておりますが、次のページの会計年度任用職員数を見ますと25名から26名の1名増になってございますので総数で申し上げますと89名から89名の同数となっております。以上でございます。

議長（新屋広子君）

木下誇議員。

木下誇君

ありがとうございます。状況をお聞かせいただきますと総数で言いますとね前年度と比べて令和7年度も89名で変わりがないということ確認させていただきました。要望になるんですけども、この間ね退職者が出る年というのは補充をしていただいています。それは評価できる場所だと思います。今後ですね定年退職者数というのが予測がされています。令和8年度については2名退職をされるということがわかっています。この間人員の確保を求めさせていただいています。これは人材育成の観点からもやはり計画的に総数も大事なんですけどねやっぱり正職員を揃えていくということが非常に重要だと思います。この組合の職員の方はですね長期に休まれたりあるいは早期退職ですね普通退職の方がいらっしやらないということもお聞きをしています。それだけこの職場環境であったりこの仕事自体にやりがいを感じている職員が多くいらっしやるのかなあという風に思いますので引き続きやりがいをもって長く仕事に勤めていただくような環境作りのためにもですね計画的な正職員の確保をしていただくことを強く求めて質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（新屋広子君）

ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（新屋広子君）

ご異議なしと認めます。よって議案第3号、令和7年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案審議の前に暫時休憩いたします。

（休 憩） 14：20

（再 開） 14：21

議長（新屋広子君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7、議員提出議案第1号、柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

外園康裕議員。

外園康裕君

4番外園康裕でございます。それでは議員提出議案第1号の説明をさせていただきます。議案書の14ページをお願い申し上げます。

柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第112条及び柏羽藤環境事業組合議会会議規則第12条の規定により上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和7年1月31日柏羽藤環境事業組合議会議長、新屋広子様

提出者、柏羽藤環境事業組合議会議員、横山太喜、河井計実、竹本真琴、榊田和之、江村淳、木下諤、伊藤政一、黒川実、花川雅昭、乾一、岡本光、樽井佳代子、鶴田将良、外園康裕。

提案理由でございます。改正の趣旨といたしましては情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる

番号利用法の一部が改正され本年4月1日に施行されることに伴い条例中で引用する同法の条項に繰り下げが生じること等に伴い改正するものでございます。

それでは改正内容についてご説明申し上げます。第2条第10項において特定個人情報の定義について番号利用法第2条第8項の規定を引用しておりますところ、法改正で新たに第8項が新設され第8項以降の項が1項ずつ繰り下がったことにより引用部分が第2条第9項となりますことから改正が必要となっております。また第12条第5項の表において特定個人情報ファイルの定義について番号利用法第2条第9項の規定を引用しておりますところ同様の理由により第2条第10項に改正するものでございます。その他表現の適正化のための改正等を併せて行うこととしております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものと定めております。以上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（新屋広子君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（新屋広子君）

ご異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

提出者の方は自席へお戻り願います。

日程第8、これより一般質問をおこないます。

質問の通告がありますので順次発言を許可いたします。

今回、藤井寺市からは通告がございませんでしたので、質問の順番は羽曳野市、柏原市の順とし、その中で複数の場合は議席があとの方からといたします。円滑な議事進行のため、ご協力をお願いいたします。

最初に、外園康裕議員。

外園康裕君

4番外園康裕でございます。一般質問をさせていただきますのでどうぞよろしく願いをいたします。

さて埼玉県川口市で1月3日に市内のごみ処理施設朝日環境センターで火災が発生し電気系統やごみを運ぶクレーン等が被害を受けました。川口市には市内にあるもうひとつのごみ処理施設で対応しておりましたけれども、処理が追いつかなくなったことから9日と10日の二日間燃えるごみ等の一般ごみの収集を停止することとなりました。この火災の原因につきましては特定ができていないということでございますが誤って捨てられたリチウムイオン電池や発火の危険性があるオイル等が火災につながったそういう可能性もあるという風に報道されております。そこでお尋ねをいたします。まず1つ目、当環境事業組合ではこれまでに火災の被害等は実際あったのでしょうか。どれくらいあったのか教えていただきたいと思えます。

2点目、リチウムイオン電池や発火の危険性があるオイルこれが原因となったという火災はそのうちどれくらいあったのでしょうか。

3点目、川口市のようにここは複数あったので片一方がだめになったときにもうひとつの施設で処理をしました。ところが当組合では複数の施設を持ち合わせてはおりません。そういった場合同様の事故が起こった場合の組合としてはどういう対策を取っているのか。というのが3点目。

最後に4点目。今後適切なごみの分別について改めて徹底を図る必要があるのではないかと考えますがそのあたりのお考えをお聞かせください。

以上質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（新屋広子君）

外園康裕議員の質問に対し、答弁を求めます。

門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

1点目は、この焼却場を竣工した平成3年からは大きな火災としては2回ありました。1回目は平成27年4月30日に粗大ごみ処理施設に設置しております破砕機コンベアのケーシング一部補修のため、アーク溶接により作業を行っておりました火花がケーシング内に付着した油分等に引火し火災となりました。2回目は平成30年12月7日に不燃粗大ごみピット内に貯留していた廃棄物がピット内で発火し火災となりました。消防の立入検査によりますと特定には至っておりませんがピット内に貯留した電池、ライター、リチウムイオン電池等の発火物の混入が原因と推測されております。

2点目は、消防に通報したケースは4回ありました。そのうちの1回は先ほど説明いたしました平成30年12月7日の火災も含んでおります。

3点目は、当組合は毎年近隣施設の南河内環境事業組合と相互利用協定を締結しております。施設点検等により処理に支障をきたした場合相互利用により事態を解消するために締結しております。

4点目は、ごみの分別については構成三市の広報等に掲載はさせていただいております。ホームページにもリチウムイオン電池の排出について掲載をさせていただいております。以上でございます。

議長（新屋広子君）

以上で一通りの答弁は終わりました。

外園康裕議員、再質問はございませんか。

外園康裕議員。

外園康裕君

ご答弁ありがとうございました。1点だけ再質問をさせていただきます。

先程お聞きしたとおり南河内環境事業組合さんとの協定があるということで万が一こちらの炉が止まった場合には受入れはしていただけるということでございましたけども、実際に完全に当分の間動かさせませんよというような事態になった場合にこの柏羽藤環境事業組合で取り扱っている三市のごみすべてを南

河内環境事業組合の方に持っていくことが可能なかどうかこの点をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（新屋広子君）
門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

協定書の協議事項にもありますようにその都度当事者間で協議をさせていただき受入れは可能と考えております。ただし、南河内環境事業組合の定期整備期間中等の停止期間は全量を入れていただくのは厳しいのではないかと考えております。以上でございます。

議長（新屋広子君）
外園康裕議員。

外園康裕君

大変ありがとうございました。意見要望を述べさせていただきます。このリチウムイオン電池が原因となった火災として一番最近ニュースになったのはつい先だって1月28日の韓国の飛行機事故、火災事故これもどうやら荷物内に持ち込んでいたモバイルバッテリーから発火したのではないかということになっておるようでございます。本当にいつ起こるかわからないような状態なのかなという風に思っておりますので万が一に備えてしっかりと色々手だては考えておく必要があるように思います。再度、再質問させていただいた折のご答弁では向こうがいっぱいになった時には当然無理ですよと点検等のときには無理だと思えますよということであればそんな時でもどうするんだとかそういったことを今のうちからいつ起こるかわからないのであれば今のうちからしっかりとそういったこともご検討いただければなあということがお願いでございます。いずれにしましてもこれからもしっかりと安心安全でやっていただければ

ばなあとともに思います。分別のことについても先ほどね今周知はしておられるということでございましたけれどもそれ以上に何かできることがあるのかとかもこれからもしっかり考えていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（新屋広子君）

以上で外園康裕議員の質問を終わります。
続きまして、江村淳議員。

江村淳君

それでは令和7年第1回定例会におきまして一般質問をさせていただきます江村淳でございます。

私の質問項目はごみの分別、減量についての1点のみです。ごみの処理についてプラスチックごみの分別、減量の取組を強化することについての質問です。先ほど一般会計予算のところでも予告をしておりましたが引き続き質問をいたします。

昨年令和6年の一般質問で新屋議員が同様の質問をされており、参考にもさせていただきます。私は昨年11月の令和5年度の決算審査の際にもごみが減量傾向にあるということについて質問をしました。また、昨年は世界的にも平均気温が過去最高となるなど、地球沸騰化という実態が広がっています。地球温暖化やプラスチック依存社会をどう解決していくのか等、再生可能な社会を促進することが求められているという風に思っています。

そこでお聞きいたします。ごみの分別や一層の減量化の取組等をどのように強化しようと考えておられるのかお聞きします。

議長（新屋広子君）

門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されました。その内容として市区町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるよう住民に周知するように努めなければならないとなっております。今後コスト等の情報収集を行い、財政状況等も踏まえながらプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化の実施等について構成三市さんと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（新屋広子君）

江村淳議員。

江村淳君

プラスチックの廃棄物についてはプラごみですよね、については市町村が基準を定めて住民に周知しながら分別回収を進めなければならないということでプラスチック資源循環法に基づく説明がありました。また、分別については構成三市で検討していきたいということが言われました。実際にはされているという風に思います。そこで私が思うのは昨年は2月にペットボトルについては水平リサイクルということが始まったということがありました。ペットボトルを加工するのではなくて、Bottle to Bottle、ペットボトルを何かにするのではなくてそのまま利用できるようにということが協定として結ばれたということが言われていました。これについて私はですね2022年令和4年の6月柏原市議会でプラスチック資源循環促進法が施行されたということで質問を行いました。ここではリデュース、ごみの減量、リユース、再利用、リサイクル、再資源化の3Rに加え、リニューアブル、再生可能の観点から、事業者、自治体に対して5つの取組を示したという法律になっています。市町村に対しては、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再資源化に取り組むということをお求めているということも理解をしております。同時にそれぞれの取組についてもそのときにも勉強したんですけども柏原市、羽曳野市、藤井寺市の三市で、プラごみゼロを2019年令和元年に宣言をされています。3Rなのか4Rなのかという違いはあってもですね地球的規模での環境保全に寄与することが宣言されています。また藤井寺市さんにおかれましてはゼロカーボンの宣言も一昨年

ですかねされているという風に聞いています。そうやってごみの分別収集というのを取り組もうとプラスチックのごみというのをね取り組んでいくということが言われています。

そこでお聞きをいたします。いまプラスチックのごみはどのように処理されているのか伺います。

議長（新屋広子君）

門谷事務局長。

事務局長（門谷陽介君）

現在、地域循環型社会形成推進地域計画を策定した中にプラスチック資源の分別収集及び再資源化に係る実施内容で構成市においてプラスチック使用製品廃棄物について現在はペットボトル以外は可燃ごみとして収集し焼却処理をしております。以上でございます。

議長（新屋広子君）

江村淳議員。

江村淳君

最後まとめ要望になりますがペットボトル以外は可燃ごみとして収集し、焼却処理しているということでした。やっぱり私令和4年の柏原での質問でももったいないなというのが率直な感想でした。プラごみは燃料になっているという風にも聞ききました。つまりプラスチックを燃やすことで他のごみを燃やすエネルギーにしているということでした。そのため、プラごみなどを資源化するということに抵抗がある、CO₂の削減に踏み出せない自治体があるという風にも全国ではあるという風にも聞ききました。環境負荷などを考えますと、分別や再資源化など再生可能な方法を一層促進すべきと考えます。現在、構成三市でも検討されているということですので取組も始まっていますのでやはり環境

事業組合がどういう役割を果たすのかが問われるのではないかと考えております。昨年の新屋議員の一般質問では、リードする立場、中心的な立場ということを経営事業組合が果たすべきではないかという風に意見を述べられました。私もその通りだと考えます。三市がごみの減量化ですとか政策の推進の主体となることは重々理解をしております。しかし、環境事業組合がごみの収集など事業を行うというだけに留まらず、積極的に意見調整などが行えるそういう位置と役割があるのではないかと考えます。さらなる積極的な役割、中心的な役割を発揮していただきますよう要望いたします。また、三市の取組が大事だということです。柏原市においてもごみ減量化の取組、分別の取組頑張る決意を述べまして一般質問を終わります。

議長（新屋広子君）

以上で江村淳議員の質問を終わります。

以上で通告者の発言はすべて終わりました。他に質問の通告はございませんので、これにて一般質問を終結いたします。

これにて今議会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。よって令和7年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を閉会いたします。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 新屋 広子

会議録署名議員

5番 柳田 和之

6番 江村 淳
